

1-9 一般社団法人・一般財団法人関連規定〔ランクB〕

1. 公益法人等と普通法人

重要度◎

(1) 公益法人等

- ① 公益社団法人及び公益財団法人
- ② 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）

(2) 普通法人

(1)以外の一般社団法人及び一般財団法人

2. 事業年度の特例（法14）

重要度◎

次の場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、事業年度の意義の規定にかかわらず、その事実が生じた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとする。

- (1) 公共法人又は公益法人等が事業年度の中途において普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと
- (2) 普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなったこと

3 普通法人等から公益法人等への変更（法10）

重要度◎

- (1) 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日にその普通法人又は協同組合等が解散したものとみなして、欠損金の繰戻しによる還付等の規定を適用する。
- (2) 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日にその公益法人等が設立されたものとみなして、一定の規定を適用する。

4. 公益法人等から普通法人等への変更（法64の4）

重要度◎

(1) 内 容

公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日（以下「移行日」という。）前の収益事業（公益法人等が行うものに限る。）以外の事業から生じた累積所得金額又は累積欠損金額に相当する金額は、その移行日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

6-4 短期売買商品等の期末評価、評価損益等 [ランクB]

1. 期末評価 (法61②)

重要度◎

内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等（暗号資産にあっては、市場暗号資産に限るものとし、特定自己発行暗号資産を除く。 2. 及び 5. において同じ。）については、時価法により評価した金額をもって期末評価額とする。

(注) 用語の意義

- (1) 時価法とは、期末に有する短期売買商品等について、種類等ごとに期末時の価額をもって期末評価額とする方法をいう。
- (2) 市場暗号資産とは、活発な市場が存在する暗号資産として一定のものをいう。
- (3) 特定自己発行暗号資産とは、その内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産で継続して譲渡についての制限等が付されているものとして一定のものをいう。

2. 評価損益 (法61③、令118の8)

重要度◎

- (1) 内国法人が事業年度終了の時に短期売買商品等を有する場合には、その評価益又は評価損は、評価損益の計上禁止の規定にかかわらず、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。
- (2) (1)によりその事業年度の益金の額又は損金の額に算入した評価益又は評価損相当額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入するとともに、(1)の適用後の帳簿価額から減算し又は加算する。

3. 取得価額 (令118の5)

重要度◎

短期売買商品等の取得価額は、次のそれぞれの金額とする。

- (1) 購入 (デリバティブ取引の適用があるものを除く。)
購入代価に購入費用を加算した金額
- (2) 自己が発行した暗号資産
その発行のために要した費用の額
- (3) (1)、(2)以外による取得（適格組織再編成によるものを除く。）
取得の時ににおけるその取得のために通常要する価額

4. 短期売買商品等の意義（法61①）

重要度◎

短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として一定のもの（有価証券を除く。）及び暗号資産をいう。

5. 適格組織再編成の場合（法61④）

重要度△

適格分割等の場合には、分割法人等は、評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入する。

6. 暗号資産信用取引の場合（法61⑦等）

重要度△

(1) 内 容

内国法人が暗号資産信用取引を行った場合において、その暗号資産信用取引のうち期末時に決済されていないものがあるときは、期末時に決済したものとみなして算出した利益又は損失相当額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(2) 翌事業年度

(1)によりその事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額相当額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。

8-3**租税公課、不正行為等に係る費用**

〔ランクC〕

1. 法人税等 (法38①②、法39～法41)

重要度◎

内国法人が納付する次の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

(1) 法人税及び地方法人税（延滞税等を除く。）

ただし、次のものを除く。

- ① 退職年金等積立金に対する法人税及び地方法人税
- ② 還付加算金の返戻額
- ③ 利子税

(2) (1)以外の租税公課

- ① 相続税法により人格のない社団等が納付する贈与税及び相続税
- ② 住民税（(1)①に係るものを除く。）
- ③ 益金不算入の適用を受ける外国子会社配当等に係る外国源泉税等
- ④ 法人税額から控除される所得税の額
- ⑤ 税額控除の対象となる外国法人税の額
- ⑥ 第二次納税義務に係る納付税額

2. 隠蔽仮装行為に係る費用等 (法55)

重要度◎

(1) 内国法人が、隠蔽仮装行為により法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合には、その隠蔽仮装行為に要する費用の額又はその隠蔽仮装行為により生ずる損失の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

(2) (1)の規定は、内国法人が隠蔽仮装行為によりその納付すべき法人税以外の租税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合について準用する。

(3) 内国法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の原価の額、費用の額及び損失の額（その事業年度の確定申告書を提出していた場合には、これらの額のうちその確定申告書に記載した金額等を除く。）は、各事業年度の損金の額に算入しない。ただし、保存する帳簿書類等によりその原価の額、費用の額又は損失の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合にはこの限りでない。

3. 附帯税、賄賂等 (法55)

重要度△

内国法人が納付等する次の額等は、各事業年度の損金の額に算入しない。

- (1) 国税に係る延滞税等及び印紙税法の規定による過怠税
- (2) 地方税法の規定による延滞金等（納期限延長の場合の延滞金を除く。）
- (3) 罰金及び科料並びに過料
- (4) 国民生活安定緊急措置法の課徴金及び延滞金
- (5) 独占禁止法の課徴金及び延滞金
- (6) 金融商品取引法の課徴金及び延滞金
- (7) 賄賂等に当たるべき金銭等の合計額に相当する費用又は損失の額

14-1 試験研究費の特別控除

〔ランクB〕

1. 一般試験研究費に係る特別控除（措法42の4①等）

重要度◎

- (1) 青色申告書を提出する法人の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から特別控除額を控除する。
- (2) 特別控除額は、次のいずれか少ない金額とする。
- ① その事業年度の試験研究費の額×下記の割合（上限14%）
- イ 増減試験研究費割合 > 12%
 $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$
 - ロ 増減試験研究費割合 \leq 12%
 $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$ （下限1%）
 - ハ 設立事業年度又は比較試験研究費の額が0の場合 … 8.5%
 - ニ 試験研究費割合 > 10%
 上記イ～ハの割合 + 上記イ～ハの割合に控除割増率 { (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 (上限10%) } を乗じた割合
- ② その事業年度の調整前法人税額 × 25%
- なお、下記の場合には、下記の金額（イ及びロの場合にはその合計）を加算した金額とする。
- イ 設立日以後10年経過日までの期間内の日を含む一定の事業年度の場合
 … その事業年度の調整前法人税額 × 15%
 - ロ その事業年度の調整前法人税額 × 次の割合（(イ)、(ハ)のいずれにも該当する場合には、いずれか高い割合）
 - (イ) 増減試験研究費割合が4%を超える事業年度
 … $(\text{増減試験研究費割合} - 4\%) \times 0.625$ （上限5%）
 - (ロ) 増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合が4%を超える事業年度（(ハ)の事業年度を除く。）
 … 0から、その満たない割合から4%を控除した割合 × 0.625（上限5%）を減算した割合
 - (ハ) 試験研究費割合が10%を超える事業年度
 … $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ （上限10%）

2. 中小企業者等の特別控除（措法42の4④等）

重要度◎

- (1) 青色申告書を提出する中小企業者等の各事業年度（上記1.の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、試験研究費の額がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から特別控除額を控除する。
- (2) 特別控除額は、次のいずれか少ない金額とする。
- ① その事業年度の試験研究費の額×下記の割合（上限17%）
- イ 増減試験研究費割合 $> 12\%$
 $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$
 - ロ 増減試験研究費割合 $\leq 12\%$
12%
 - ハ 設立事業年度又は比較試験研究費の額が0の場合 … 12%
 - ニ 試験研究費割合 $> 10\%$
上記イ～ハの割合 + 上記イ～ハの割合に控除増率 { (試験研究費割合 $- 10\%$) $\times 0.5$ (上限10%)} を乗じた割合
- ② その事業年度の調整前法人税額 $\times 25\%$
なお、下記の場合には、下記の金額を加算した金額とする。
- イ 増減試験研究費割合 $> 12\%$ の場合
… その事業年度の調整前法人税額 $\times 10\%$
 - ロ 試験研究費割合が10%を超える場合（上記イの場合を除く）… その事業年度の調整前法人税額 $\times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ (上限10%)

3. 特別試験研究費の特別控除（措法42の4⑦等）

重要度○

- (1) 青色申告書を提出する法人の各事業年度において、特別試験研究費の額（上記1.2.の適用を受ける場合には、これらの計算の基礎となった額を除く。）がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から特別控除額を控除する。
- (2) 特別控除額は、次のいずれか少ない金額とする。
- ① 次の金額の合計額
- イ 特別試験研究機関等と共同して行う又は委託する試験研究に係る金額 $\times 30\%$
 - ロ 特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う又は委託する試験研究で革新的なもの又は国立研究開発法人等における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額 $\times 25\%$
 - ハ 上記以外の特別試験研究費の額 $\times 20\%$
- ② その事業年度の調整前法人税額 $\times 10\%$

1. 株式交付子会社の株主

重要度◎

(1) 有価証券の譲渡損益

① 原則 (法61の2)

内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額 (イとロの差額をいう。) は、その譲渡契約日等の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

イ その有価証券の譲渡の時における有償による譲渡により通常得べき対価の額 (みなし配当の額を除く。)

ロ その有価証券の譲渡原価の額 (1単位当たりの帳簿価額×譲渡をした有価証券の数)

② 特例 (措法66の2)

法人が、所有株式を発行した他の法人を株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社株式の交付を受けた場合 (交付を受けた株式交付親会社株式の価額が交付を受けた資産の価額の合計額の80%未満の場合を除く。) における譲渡対価の額は、その所有株式のその株式交付の直前の帳簿価額相当額に株式交付割合を乗じて計算した金額と交付を受けた資産の価額 (株式交付親会社株式の価額等を除く。) とを合計した金額とする。

(2) 有価証券の取得価額

① (1)②の適用がある場合

譲渡株式の譲渡直前の帳簿価額に株式交付割合を乗じて計算した金額に交付費用を加算した金額とする。

② 上記①以外

取得の時におけるその取得のために通常要する価額とする。

2. 株式交付親会社（措令39の10の2等）

重要度◎

(1) **有価証券の取得価額**（交付した自己株式の価額が交付した資産の価額の合計額の80%未満の場合を除く。）

① 株式交付親会社株式以外の資産を交付しない場合

イ 株式交付子会社株式を50人未満の株主から取得した場合
その株式の取得直前の帳簿価額に取得費用を加算した金額

ロ 株式交付子会社株式を50人以上の株主から取得した場合

株式交付子会社の前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（その終了の時から取得日までに資本金等の額又は利益積立金額が増減した場合には、増加した金額を加算し又は減少した金額を減算した金額）に株式交付子会社の発行済株式総数のうちに取得した株式交付子会社株式数の占める割合を乗ずる方法その他一定の方法により計算した金額に取得費用を加算した金額

② 株式交付親会社株式以外の資産を交付した場合

上記①のイ又はロの金額に株式交付割合を乗じて計算した金額と交付した資産の価額等の合計額に取得費用を加算した金額

(2) **有価証券の取得価額**（(1) 以外の場合）

取得の時ににおけるその取得のために通常要する価額とする。

(3) **資本金等の額の増加額**

次の金額の合計額が資本金等の額の増加額となる。

① 株式交付により増加する資本金の額

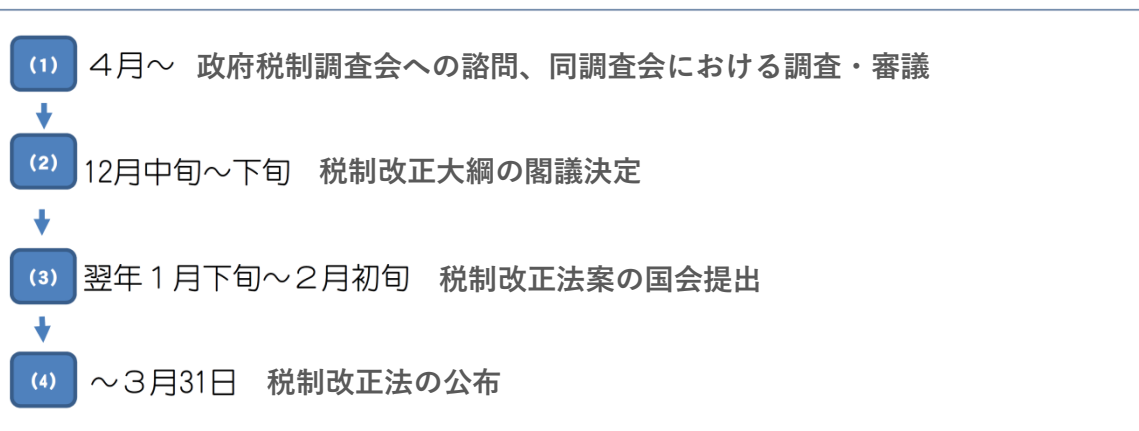
② 株式交付子会社株式の取得価額から増加資本金額等を減算した金額

令和5年度 税制改正レポート

TAC出版

令和5年度税制改正は、令和4年12月23日に閣議決定、令和5年3月28日に成立し、公布されました。今回は、令和5年度税制改正及びその他近年の税制改正の中から、特に注目すべき改正事項を取り上げます。

★【税制改正の一般的な手続きの流れ】



★【税制改正の情報入手方法のうち主だったもの】

- (1) 週刊 Web情報誌: Profession Journal 税制改正の速報解説・など、税制に関する情報をいち早く入手したい場合
(株)プロフェッションネットワーク(TACの子会社) ホームページ → <https://profession-net.com/professionjournal/> ※
- (2) 税制の確定事項・各省庁の要望事項など、税制に関する政策を確認検証したい場合
財務省ホームページ「財務省の政策(税制)→毎年度の税制改正」を中心に閲覧すると便利
- (3) 税制の各省庁の要望事項、政府税制調査会の議論・答申を詳しく確認検証したい場合
内閣府ホームページ「活動・白書等(審議会・懇談会等)→税制調査会」を中心に閲覧すると便利
- (4) 税制の事務的取扱いや個別通達等の改正など
国税庁ホームページ「新着情報」もしくは「税について調べる」、または政権与党のホームページを中心に閲覧すると便利

※ (株)プロフェッションネットワーク Profession Journal(週刊Web情報誌)

令和5年度税制改正法律案要綱より一部抜粋

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずる。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築を行う。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等を見直す。租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限を設定する。

■ ■ 法人税法 ■ ■

1 試験研究費の特別控除（措法42の4）

1 一般試験研究費の特別控除

税額控除限度額の計算における、控除割合の計算式及び下限が変更された。

また、控除上限額について、基準年度比売上減少割合が2%以上等の要件を満たす場合の控除上限額の上乗せ（いわゆる「コロナ特例」）が廃止され、増減試験研究費割合に応じて控除上限額が増減することとなった。

改正後の計算パターンは次のとおりである（試験研究費割合が10%以下の場合）。

(1) 増減試験研究費割合及び控除割合

$$\frac{\text{当期の試験研究費} - \text{比較試験研究費}}{\text{比較試験研究費}}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} > 12\% \rightarrow 0.115 + (\text{増減試験研究費割合} - 0.12) \times 0.375 \text{ (3位未満切捨。上限14\%)} \\ \leq 12\% \rightarrow 0.115 - (0.12 - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25 \text{ (3位未満切捨。下限1\%)} \end{array} \right.$$

(2) 税額控除限度額

当期の特別試験研究費以外の試験研究費の額 × 控除割合

(3) 控除上限額

調整前法人税額 × 25%

下記の場合、下記の金額（①及び②の場合はその合計額）を加算した金額

① 設立日以後10年経過日までの期間内の日を含む一定の事業年度の場合
… 調整前法人税額 × 15%

② 次の場合

… 調整前法人税額 × 次の割合

イ 増減試験研究費割合が4%超の場合

… (増減試験研究費割合 - 0.04) × 0.625 (3位未満切捨。上限5%)

ロ 増減試験研究費割合が0に満たない場合の、その満たない部分の割合が4%超のとき

… -(満たない部分の割合 - 0.04) × 0.625 (3位未満切捨。下限-5%)

(4) (2)と(3)の少ない方

2 中小企業者等の場合の特別控除

税額控除限度額の計算における、控除割合の計算式が変更された。

また、控除上限額について、コロナ特例が廃止され、増減試験研究費割合が9.4%超の場合の控除上限額の上乗せについて、12%超に変更された。

改正後の計算パターンは次のとおりである（試験研究費割合が10%以下の場合）。

<p>(1) 増減試験研究費割合及び控除割合 $\frac{\text{当期の試験研究費} - \text{比較試験研究費}}{\text{比較試験研究費}}$ $\begin{cases} > 12\% \rightarrow 0.12 + (\text{増減試験研究費割合} - 0.12) \times 0.375 \text{ (3位未満切捨。上限17\%)} \\ \leq 12\% \rightarrow 0.12 \end{cases}$</p> <p>(2) 税額控除限度額 当期の試験研究費の額×控除割合</p> <p>(3) 控除上限額 調整前法人税額×25% 増減試験研究費割合が 12%超の場合、次の金額を加算した金額 … 調整前法人税額×10%</p> <p>(4) 特別控除額 (2)と(3)のうち少ない方</p>
--

3 試験研究費割合が10%超の場合の計算パターン

(1) 一般試験研究費の特別控除

<p>(1) 増減試験研究費割合及び控除割合 $\frac{\text{当期の試験研究費} - \text{比較試験研究費}}{\text{比較試験研究費}}$ $\begin{cases} > 12\% \rightarrow 0.115 + (\text{増減試験研究費割合} - 0.12) \times 0.375 \\ \leq 12\% \rightarrow 0.115 - (0.12 - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25 \text{ (下限1\%)} \end{cases}$</p> <p>(2) 試験研究費割合 $\frac{\text{当期の試験研究費}}{\text{当期を含む4年間の平均売上金額}} \begin{cases} > 10\% \\ \leq 10\% \end{cases}$</p> <p>(3) 控除割合 ① 控除割増率 (試験研究費割合が10%超の場合) $(\text{試験研究費割合} - 0.1) \times 0.5 \text{ (上限10\%)}$ ② 控除割合 (3位未満切捨。上限14%) $(1) \text{の控除割合} + (1) \text{の控除割合} \times \text{①} \text{ (試験研究費割合が10\%超の場合)}$</p> <p>(4) 税額控除限度額 当期の特別試験研究費以外の試験研究費の額×控除割合</p> <p>(5) 控除上限額 調整前法人税額×25% 下記の場合、下記の金額 (①及び②の場合にはその合計) を加算した金額</p>

- ① 設立日以後10年経過日までの期間内の日を含む一定の事業年度の場合
… 調整前法人税額×15%
- ② 次の場合
… 調整前法人税額×次の割合（イ及びハの場合、いずれか高い割合）
- イ 増減試験研究費割合が4%超の場合
… (増減試験研究費割合-0.04)×0.625（3位未満切捨。上限5%）
- ロ 増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合が4%超のとき（ハの場合を除く。）
… -(満たない部分の割合-0.04)×0.625（3位未満切捨。下限-5%）
- ハ 試験研究費割合が10%超の場合
… (試験研究費割合-0.1)×2（3位未満切捨。上限10%）
- (6) (4)と(5)の少ない方

(2) 中小企業者等の特別控除

- (1) 増減試験研究費割合及び控除割合

$$\frac{\text{当期の試験研究費} - \text{比較試験研究費}}{\text{比較試験研究費}}$$

$$\begin{cases} >12\% \rightarrow 0.12 + (\text{増減試験研究費割合} - 0.12) \times 0.375 \\ \leq 12\% \rightarrow 0.12 \end{cases}$$
- (2) 試験研究費割合

$$\frac{\text{当期の試験研究費}}{\text{当期を含む4年間の平均売上金額}} \begin{cases} >10\% \\ \leq 10\% \end{cases}$$
- (3) 控除割合
- ① 控除割増率（試験研究費割合が10%超の場合）
(試験研究費割合-0.1)×0.5（上限10%）
- ② 控除割合（3位未満切捨。上限17%）
(1)の控除割合+(1)の控除割合×①（試験研究費割合が10%超の場合）
- (4) 税額控除限度額
当期の特別試験研究費以外の試験研究費の額×控除割合
- (5) 控除上限額
調整前法人税額×25%
- 下記の場合、下記の金額を加算した金額
- ① 増減試験研究費割合が12%超の場合
… 調整前法人税額×10%

- ② 試験研究費割合が10%超の場合（上記①の場合を除く。）
 … 調整前法人税額× $\frac{\text{試験研究費割合}-0.1}{2}$ （3位未満切捨。上限10%）
 (6) (4)と(5)の少ない方

4 特別試験研究費

高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究が特別試験研究費の対象となった（控除割合20%）。

2 特定資産の買換えの圧縮記帳（措法65条の7等）

特定資産の買換えの圧縮記帳の適用対象となる譲渡資産と買換資産は租税特別措置法第65条の7第1項第1号から第5号までに規定されており、同じ号のなかでの買換えでなければならない。

このうち受験上重要なものは次の1号及び4号であったが、改正により1号が廃止され、4号が3号に繰り上がった。なお、特定資産の交換の圧縮記帳についても同様である。

	譲 渡 資 産	買 換 資 産	
一 号	既成市街地等内にある事業用の建物又はその敷地で所有期間が10年超のもの	既成市街地等外にある土地等、建物、構築物又は機械装置	← 廃止
四 号	国内にある土地等、建物、構築物で所有期間が10年超のもの	国内にある土地等、建物、構築物	← 3号に

3 短期売買商品等（法61条②）

期末時価評価を行う暗号資産について、市場暗号資産に限るものとし、特定自己発行暗号資産を除くものとされた。

【用語の意義】

(1) 市場暗号資産

活発な市場が存在する暗号資産として一定のもの。

(2) 特定自己発行暗号資産

その内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であって、その時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして一定のもの。

■ ■ 所得税法 ■ ■

1 各種所得等

1 給与所得者の特定支出控除の特例（法57の2）

特定支出のうち、以下の支出については、給与等の支払者により証明がされたもののほか、キャリアコンサルタントにより証明がされたもの（教育訓練に係る部分に限る。）も対象とされた。

- (1) 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修（人の資格を取得するためのものを除く。）のための支出
- (2) 人の資格を取得するための支出で、職務の遂行に直接必要なもの

【改正後の特定支出の範囲】

(4)及び(5)は給与等の支払者により証明がされたもののほか、キャリアコンサルタントにより証明がされたもの（教育訓練に係る部分に限る。）も対象とされる。

他の特定支出は、給与等の支払者により証明がされたものに限る。

- (1) 通勤のための支出
- (2) 職務上の旅費のための支出
- (3) 転任に伴う転居（転勤）のための支出
- (4) 職務上の研修のための支出
- (5) 資格取得のための支出
- (6) 単身赴任者の帰省のための支出
- (7) 書籍等の図書及び制服等の衣服の購入又は交際費等の支出（65万円限度）

令和5年分以後の所得税について適用する。

2 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却・税額控除（措法10の3）

対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置で、管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外された上で、適用期限が令和7年3月31日まで（改正前：令和5年3月31日まで）2年間延長された。

令和5年4月1日以後に取得等をする資産について適用される。

3 医療用機器等の特別償却（措法12の2）

対象資産が一部見直された上で、適用期限が令和7年3月31日まで（改正前：令和5年3月31日まで）2年間延長された。

令和5年4月1日以後に取得等をする資産について適用される。

4 新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税（措法29の2）

非課税とされるための要件のうち、権利行使期間について、設立後5年未満であるなどの一定の要件を満たす会社については付与決議日から2年超15年以内（改正前10年以内）とされた。

令和5年4月1日以後の契約により与えられる新株予約権について適用される。

5 特定事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37）

1号（既成市街地等内から既成市街地等外への買換え）が廃止され、4号（長期保有資産の買換え）が3号とされた上で、3号（旧4号）の適用期限が令和8年3月31日まで（改正前：令和5年3月31日まで）3年間延長された。

また、3号（旧4号）買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が90%（現行：80%）に引き上げられ、集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が60%（現行：70%）に引き下げられた。

令和5年4月1日以後に譲渡（3号買換え資産は令和5年4月1日以後に取得）するものについて適用される。

(1) 対象となる譲渡の区分の改正

【改正後】(令和5年4月1日以後譲渡)

	譲渡資産 (事業用)	買換資産 (事業用)
旧1号	廃止	
旧4号 ↓ 3号	譲渡年1月1日における所有期間が10年超(平成24年12月31日以前取得)の土地等、建物等	土地等(一定のものを除く)、建物等

(2) 3号(旧4号)買換えの課税割合の改正

【改正後】(令和5年4月1日以後譲渡)

譲渡資産の地域	買換資産の地域	課税割合	課税の繰延割合
東京都特別区	集中地域以外(主たる事務所の移転を伴う場合に限る)	10%	90%
集中地域	地域制限なし	20%	80%
集中地域以外	集中地域以外		
	集中地域(東京都特別区以外)	25%	75%
	東京都特別区	下記以外	30%
主たる事務所の移転を伴う場合		40%	60%

6 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等(措法37の13)

特定株式とされる株式の要件及び適用を受けるための手続きが一部変更され、設立後5年未満であることなど所定の要件を満たす特例株式会社に係る特定株式の取得価額の計算方法が新設された。

【特例の適用を受けた特定株式の取得価額】

- | |
|---|
| <p>(1) (2)以外の場合(変更なし)</p> <p>実際の取得価額 - 控除した金額</p> <p>(2) 特例控除対象特定株式の特例</p> <p>① 譲渡益から控除した金額が20億円以下である場合</p> <p>実際の取得価額</p> <p>② 譲渡益から控除した金額が20億円超である場合</p> <p>実際の取得価額 - (控除した金額 - 20億円)</p> |
|---|

※ **特例控除対象特定株式の特例**

次の要件を満たす株式会社（特例株式会社）が発行した特定株式（特例控除対象特定株式）について適用がある。

- (1) その年12月31日において設立後10年未満である特定新規中小企業者に該当する株式会社等
- (2) その株式を発行した株式会社が、その年12月31日において設立後5年未満である株式会社であり、設立後の各事業年度の営業損益金額が零未満（赤字）、かつ、当該各事業年度の売上がゼロであること又は前事業年度の試験研究費等の額の出資金額に対する割合が30%超であることその他の要件を満たすものであること。

令和5年4月1日以後に取得をする株式について適用される。

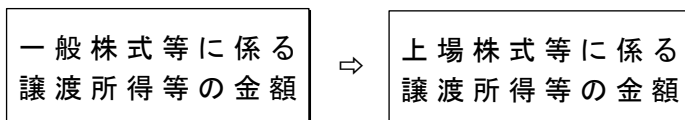
7 特定新規中小企業者が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等

（措法37の13の2）

その年12月31日において設立後1年未満であることなど所定の要件を満たす特定新規中小企業者に該当する株式会社の設立の際に発行される株式（設立特定株式）を払込により取得した場合には、その設立特定株式の取得に要した金額の合計額を、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができる。

※ 特定株式の取得に要した金額の特例、特定新規中小会社の特例（寄附金控除）とは選択適用

【控除順序】



なお、この特例の適用を受けた場合の設立特定株式の取得価額は、その控除した金額のうち20億円を超える部分の金額を控除した金額とする。つまり、この特例により株式等の譲渡益から控除した金額が20億円以下である場合には、取得価額の減額は無い。

【特例の適用を受けた設立特定株式の取得価額】

- (1) 株式等の譲渡益から控除した金額が20億円以下である場合

実際の取得価額

※ 取得価額を減額する必要はない

(2) 株式等の譲渡益から控除した金額20億円超である場合

実際の取得価額 - (控除した金額 - 20億円)

令和5年4月1日以後に取得をする設立特定株式について適用される。

2 課税標準

1 純損失の繰越控除の特例（法70の2）

特定非常災害が発生した場合の一定の純損失の金額の繰越控除の控除期間が、その損失が生じた年の翌年以後5年間（改正前：3年間）とされた。

(1) 要件

特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失の金額がある場合

※ 特定非常災害…特定非常災害特別措置法第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（著しく異常かつ激甚な非常災害）をいう。

(2) 5年間の繰越控除の対象となる損失の金額

① 特定非常災害発生年に青色申告書を提出している者で、次のいずれかに該当する場合（青色申告者で被災割合が10%以上の場合）

… その年に発生した純損失の金額（全額）

$$\text{イ} \quad \frac{\text{事業資産特定災害損失額（※）}}{\text{事業所得の事業用固定資産（土地等を除く。）の価額の合計額}} \geq 10\%$$

※ 事業資産特定災害損失額

棚卸資産及び事業所得の事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額（特定非常災害に関連するやむを得ない支出を含み、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）をいう。

ロ	$\frac{\text{不動産等特定災害損失額（※）}}{\text{不動産所得又は山林所得の事業用固定資産（土地等を除く。）の価額の合計額}} \geq 10\%$	
---	--	--

※ 不動産等特定災害損失額

不動産所得又は山林所得の事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額（特定非常災害に関連するやむを得ない支出を含み、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）をいう。

② 特定非常災害発生年に白色申告書を提出している者で、上記①イ又はロのいずれかに該当する場合（白色申告者で被災割合が10%以上の場合）

… その年に発生した純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の損失の金額

③ 上記①及び②に該当しない者（青色申告者・白色申告者ともに、被災割合が10%未満の場合）

… 被災純損失金額（特定非常災害に係る事業用資産の災害損失額の合計額で、変動所得の損失の金額に該当しないもの）

令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害に係る損失について適用される。

2 雑損失の繰越控除の特例（法71の2）

特定非常災害が発生した場合の一定の雑損失の金額（特定雑損失金額）の繰越控除の控除期間が、その損失が生じた年の翌年以後5年間（改正前：3年間）とされた。

※ 特定雑損失金額 … 雑損失の金額のうち、特定非常災害により生じた損失の金額（その特定非常災害関連支出の金額を含むものとし、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）に係るものをいう。

令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害に係る損失について適用される。

3 所得控除

1 寄附金控除（法78、令217）

特定寄附金の範囲に、福島国際研究教育機構に対する寄附が追加された。

令和5年4月1日以後に支出するものについて適用される。

4 課税所得金額

1 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（措法35の3）

その年1月1日における所有期間が5年を超える低未利用土地等を譲渡した場合には、長期譲渡所得の金額から100万円の特別控除額を控除することができるが、譲渡後の利用要件からいわゆるコインパーキングとしての利用を除外し、また、適用除外とされる譲渡の範囲が変更されたうえで、適用期限が令和7年12月31日まで（改正前：令和4年12月31日まで）3年間延長された。

■ 適用除外とされる低未利用土地等の譲渡

【改正後】（令和5年1月1日以後譲渡）

- (1) 配偶者その他のその者と特別の関係がある者に対してする譲渡
- (2) 譲渡対価が500万円（※）を超えるもの
 - ※ 都市計画区域のうち一定の区域又は所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域内にある場合には800万円
- (3) 所得税法の交換の特例又は他の措置法の課税の特例の適用を受ける譲渡

令和5年1月1日以後に譲渡するものについて適用される。

5 税額計算

1 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

（措法31の2）

対象となる譲渡の範囲が一部縮小され、適用期限が令和7年12月31日まで（改正前：令和4年12月31日まで）3年間延長された。

令和5年4月1日以後に譲渡するものについて適用される。

6 その他

1 確定損失申告（法 123、127）

特定非常災害に係る純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の控除期間の延長（3年間⇒5年間）に合わせて、確定損失申告の規定における損失の繰越期間に係る文言に5年間の控除期間が追加された。

令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害に係る損失を有する場合について適用される。

■■ 相続税法 ■■

1 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

適用期限が延長されるとともに、贈与者が死亡した場合及び終了する場合の取り扱いが見直された。

1 改正後の適用時期

平成25年4月1日から令和8年3月31日

2 贈与者が死亡した場合

- (1) 規定の適用に係る贈与をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間にその贈与者が死亡した場合には、受贈者については、その贈与者が死亡した日における非課税拋出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払われる金銭で一定のものについては、500万円を限度とする。以下同じ。）を控除した残額として一定の金額（以下「管理残額」という。）をその贈与者から相続（その受贈者が相続人以外の者である場合には、遺贈。）により取得したものとみなす。
- (2) その贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、生前贈与加算の規定の適用はない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、贈与者の死亡の日において受贈者が次に該当する場合（②又は③に該当する場合には、一定の書類を提出した場合に限る。）には、適用しない。ただし、その贈与者から相続又は遺贈（相続時精算課税適用財産に係る贈与を含む。）により財産を取得した全ての者に係る(1)の適用がないものとした場合における相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、この限りでない。
- ① 23歳未満である場合
 - ② 学校等に在学している場合
 - ③ 教育訓練を受けている場合

【解説】

贈与者が死亡した場合の管理残額に対する相続税課税について、23歳未満である場合等には課税されないこととなっていたが、課税価格の合計額（管理残額を除く。）における5億円判定が追加された。

3 終了する場合

- (1) 教育資金管理契約は、次の事由の区分に応じそれぞれの日のいずれか早い日に終了するものとする。
- ① 受贈者が30歳に達したこと（30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合を除く。）……………30歳に達した日
 - ② 受贈者（30歳以上の者に限る。③において同じ。）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを取扱金融機関の営業所等に届け出なかったこと……………その年の12月31日
 - ③ 受贈者が40歳に達したこと……………40歳に達した日
 - ④ 受贈者が死亡したこと……………死亡した日
 - ⑤ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額、預金もしくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があったこと…その合意に基づき終了する日
- (2) (1)④を除く。(2)において同じ。)の事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額（管理残額を含む。以下同じ。）を控除した残額があるときは、次による。
- ① その残額については、その受贈者の(1)の日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。
 - ② 贈与税の税率の適用については、その残額は、一般贈与財産とみなす。
- (3) (1)④の事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

【解説】

残額を一般贈与財産とみなすことにより、一般税率を用いて贈与税額を計算することとなる。

4 適用時期

令和5年4月1日以降の贈与により取得した財産について適用する。

2 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税適用期限が延長されるとともに、終了する場合の取り扱いが見直された。

1 改正後の適用時期

平成27年4月1日から令和7年3月31日

2 終了する場合

- (1) 結婚・子育て資金管理契約は、次の事由の区分に応じそれぞれの日のいずれか早い日に終了するものとする。
- ① 受贈者が50歳に達したこと……………50歳に達した日
 - ② 受贈者が死亡したこと……………死亡した日
 - ③ 結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額、預金もしくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったこと……………その合意に基づき終了する日
- (2) (1) (②を除く。(2)において同じ。)の事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額（管理残額を含む。以下同じ。）を控除した残額があるときは、次による。
- ① その残額については、その受贈者の(1)の日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。
 - ② 贈与税の税率の適用については、その残額は、一般贈与財産とみなす。
- (3) (1)②の事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

【解説】

残額を一般贈与財産とみなすことにより、一般税率を用いて贈与税額を計算することとなる。

3 適用時期

令和5年4月1日以降の贈与により取得した財産について適用する。

3 医療法人の納税猶予及び免除

● 認定医療法人の意義

平成26年改正医療法施行日から令和8年12月31日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人をいう。

■ ■ 消費税法 ■ ■

1 令和5年4月1日に施行されるもの

1 改正規定の内容

(1) 認定設置運営事業者のカジノ業務に係る仕入税額控除の制限及びその調整

(新設・措法86の6)

- ① 統合型リゾート施設(=IR)運営事業者(認定設置運営事業者)のカジノ業務に係るものとして経理されるべき課税仕入れ等については、仕入税額控除(法30①)を適用しない。

ただし、その事業者のその課税期間におけるカジノ業務に係る収入の占める割合が僅少である場合(5%以下)には仕入税額控除(法30①)を適用する。
(措法86の6①)

- ② 上記①の認定設置運営事業者について調整対象固定資産に係る仕入税額の調整(転用に準じたもの)が適用される。(措法86の6②~⑤)

イ 調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額(以下「調整対象税額」という。)につきカジノ業務以外の業務(以下「非カジノ業務」という。)の用に供するものとして仕入税額控除(法30①)の適用を受けた場合において、その調整対象固定資産を課税仕入れ等の日から3年以内にカジノ業務の用にのみ供したときは、一定の調整税額を同日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額から控除し、その控除後の金額をその課税期間の仕入れに係る消費税額とみなす。

ロ 調整対象税額につきカジノ業務の用に供するものとして仕入税額控除(法30①)の制限の適用を受けた場合において、その調整対象固定資産を課税仕入れ等の日から3年以内に非カジノ業務の用にのみ供したときは、一定の調整税額を同日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額に加算し、その加算をした後の金額をその課税期間の仕入れに係る消費税額とみなす。

2 上記1以外のもの

1 改正規定の内容

(1) 輸出品販売場(新設・法8⑥)

輸出品販売場制度について、免税購入された物品の税務署長の承認を受けない譲渡又は譲受けがされた場合には、当該物品を譲り受けた者に対して譲り渡した者と連帯してその免除された消費税を納付する義務を課すこととする。

※ この改正規定は、令和5年5月1日に施行される。

■ ■ 事業税 ■ ■

1 事業年度の特例（非課税法人等が公益法人等で収益事業を行うものに該当する場合等） (72の13⑤)

次の事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、上記2.(1)の規定にかかわらず、それぞれに定める日に終了し、これに続く事業年度は、次の(2)又は(5)に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる事実……その事実が生じた日の前日

- ① 非課税法人（公共法人。以下同じ。）が事業年度の中途において公益法人等で収益事業を行うものに該当することとなったこと。
- ② 非課税法人又は公益法人等が事業年度の中途において非課税法人又は公益法人等以外の法人（人格のない社団等を除く。）に該当することとなったこと。
- ③ 非課税法人又は公益法人等以外の法人（人格のない社団等を除く。）が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなったこと。

2 中間申告納付（中間申告納付を要しない場合）（法72の26①）

次の事業年度又は法人は、中間申告納付を要しない。

- (3) 非課税法人又は非課税所得等の規定に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る。）がその規定に掲げる法人以外の法人に該当することとなった事業年度

3 法人事業税の分割基準（法72の48③二）

一定の要件を満たす蓄電用の電気工作物を用いて電気を放電する事業を発電事業とすることに伴い、分割基準が改正された。

2 種類

(1)～(2)① 略

(2) ② 一般送配電事業、送電事業、配電事業及び特定送配電事業

イ ロ以外の場合

その4分の3に相当する額は事業所等の所在する道府県において発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続する電線路の電力の容量、その4分の1に相当する額は事業所等の固定資産の価額

ロ 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合
事業所等の固定資産の価額

③ 発電事業等（発電事業に準ずるものとして一定のものを含む。）及び特定卸供給事業

イ ロ以外の場合

その4分の3に相当する額は事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額、その4分の1に相当する額は事業所等の固定資産の価額

- ロ 事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合
事業所等の固定資産の価額

4 電気供給業の課税標準（附則9⑧）

電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額から控除される収入金額の範囲に次の改正があった。

(1)~(2) 略

- (3) 電気供給業における託送供給の料金等（法附則9⑧、令附則6の2②）

電気供給業を行う法人の次に掲げる場合における収入金額は、当分の間、上記(2)に追加する。

- ① 収入金額課税される他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うとき。
- ② 当該法人が配電事業を行う場合において、一般送配電事業を行う法人の供給区域内において配電事業に係る電気工作物を譲り受け等をして託送供給を行い、かつ、その一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。
- ③ 当該法人が一般送配電事業を行う場合において、配電事業を行う法人が当該法人の供給区域内において配電事業に係る電気工作物を当該法人から譲り受け等して託送供給を行い、かつ、当該法人がその配電事業を行う法人に対し配電事業に係る定期支払額を支払うとき。

5 不申告加算金（法72の46③~⑧）

(1) 略

- (2) 上記(1)により納付すべき税額（以下「加算後累積納付税額」という。）が50万円を超える場合には、不申告加算金額は、上記(1)により計算した金額に、その超える部分の金額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算する。

- (3) 不納付加算金額は、加算後累積納付税額が300万円を超えるときは、加算後累積納付税額を区分しそれぞれ一定の割合を乗じて計算した金額の合計額から一定の金額を控除した金額とする。

- (4) 期限後申告書若しくは自主的修正申告書の提出が更正若しくは決定があるべきことを予知してされたものでないとき、又は義務的修正申告書の提出があった場合には、不申告加算金は、その申告により納付すべき税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とする。

- (5) 不申告加算金は、上記(4)の規定による申告書の提出があった場合において、申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合に該当し、かつ、その期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは適用されない。
- (6) 期限後申告書の提出、修正申告書の提出(その修正申告書の提出がその提出期限までにあった場合を除く。)又は更正若しくは決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、事業税について、不申告加算金(上記(4))に該当する場合において徴収されたものを除く。)又は重加算金を徴収されたことがある場合その他一定の場合には、不申告加算金額は、上記(1)、(2)及び(3)により計算した金額に、納付すべき税額に100の10の割合を乗じて計算した金額を加算する。

6 個人事業税の各種控除 (法72の49の12⑨~⑫)

個人事業税の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の損失の金額の繰越期間が3年から5年に延長された。

■■住民税■■

1 個人住民税

1 住宅借入金等特別控除の延長等に伴う措置（法附則5の4の2）

⇒ 居住開始年が令和4年から令和7年である場合（令和5年度以後の住民税）について適用。

控除額

- | | | |
|-----|--|----------|
| (1) | 前年分の所得税で控除しきれなかった金額 | |
| (2) | $\left\{ \begin{array}{l} \text{① 前年分の所得税の課総、課山、課退の合計} \times 5\% \\ \text{② } 97,500 \text{ 円} \end{array} \right\}$ | いずれか低い金額 |
| (3) | (1)と(2)のいずれか低い金額 …… A | |
| (4) | $A \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = \text{県民税の控除額 (円未満切上)} \\ \frac{3}{5} = \text{市民税の控除額 (円未満切捨)} \end{array} \right.$ | |

※ 居住年が平成26年から令和3年（コロナ特措法の適用を受けている場合は令和4年）までで、特定取得・特別特定取得等に該当するときは、上記(2)の金額は次により計算する。

- | | | |
|-----|--|----------|
| (2) | $\left\{ \begin{array}{l} \text{① 前年分の所得税の課総、課山、課退の合計} \times 7\% \\ \text{② } 136,500 \text{ 円} \end{array} \right\}$ | いずれか低い金額 |
|-----|--|----------|

※ 特定取得

住宅の取得対価等の額に含まれる消費税額等が8%又は10%であるものをいう。

※ 特別特定取得

住宅の取得対価等の額に含まれる消費税額等が10%であるものをいう。

特別特定取得のうち、令和2年12月31日までに居住の用に供されているものは控除期間が13年間となる。

なお、新型コロナウイルスの影響により、令和2年12月31日までに居住の用に供されていない場合でも、その住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されており、令和3年12月31日までに居住の用に供されているものも控除期間が13年間となる。

(1) 注文住宅の場合

… 令和2年9月30日までの期間

(2) 分譲住宅、中古住宅、増改築等の場合

… 令和2年11月30日までの期間

※ 特別特例取得

特別特定取得のうち、その住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいう。

特別特例取得のうち、令和4年12月31日までに居住の用に供されているものは控除期間が13年間となる。

(1) 注文住宅の場合

… 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

(2) 分譲住宅、中古住宅、増改築等の場合

… 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

※ 特例特別特例取得

特別特例取得のうち、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいう。

特例特別特例取得は、合計所得金額が1,000万円以下であることが要件とされる。

特例特別特定取得のうち、令和4年12月31日までに居住の用に供されているものは控除期間が13年間となる。

2 公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額、所得金額調整控除における扶養親族及び同一生計配偶者の判定における合計所得金額（令7の10の5、48の5の2）

⇒ 令和4年度分以後の住民税について適用。

所得税法上、退職所得は、確定申告をしているかどうかに関係なく合計所得金額に含まれるが、住民税では、公的年金等控除額の計算や所得金額調整控除における扶養親族及び同一生計配偶者の判定における合計所得金額については、現年分離課税の対象となる退職手当等を含めないこととされた。

3 給与所得者の扶養親族等申告書及び給与支払報告書への記載事項等（法45の3の2、317の3の2）

⇒ 令和5年1月1日以後に支払われる給与等について適用。

給与所得者の扶養親族申告書（現行）の記載事項に、下記を追加したうえで、給与所得者の扶養親族等申告書（改正後）に名称を変更。

〔追加記載事項〕

所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の生計を一にする配偶者（青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

- ⇒ 令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について適用
給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項が、前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとされた。

4 公的年金等受給者の扶養親族等申告書及び公的年金等支払報告書への記載事項等

(法45の3の3、317の3の3)

- ⇒ 令和5年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用。
公的年金等受給者の扶養親族申告書（現行）の記載事項に、下記を追加したうえで、公的年金等受給者の扶養親族等申告書（改正後）に名称を変更。

[追加記載事項]

(1) 特定配偶者の氏名

特定配偶者とは、所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の生計を一にする配偶者（現年分離課税となる退職手当等に係る所得を有する者であって、青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。

(2) 扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族で、現年分離課税となる退職手当等に係る所得を有する者に限る。）の氏名

5 特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し（法33、314）

- ⇒ 令和5年4月1日以後に特定非常災害によって生じた損失から適用。

(1) 純損失の繰越控除

特定非常災害の指定を受けた災害により生じた純損失の金額については、繰越控除期間を3年から5年とすることとされた。

① 青色申告者で次のいずれかの要件を満たすものは、その特定非常災害発生年純損失の金額又は被災純損失金額（特定非常災害発生年に生じたものを除く）

イ 事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産（土地等を除く。以下同じ。）の取得費相当額等の合計額のうち、事業資産特定災害損失額の占める割合が10%以上であること。

※ 事業資産特定災害損失額

次の（イ）及び（ロ）の合計額をいう。

（イ）棚卸資産特定災害損失額（棚卸資産について特定非常災害により生じた損失の金額）

（ロ）事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額（関連支出の金額を含み保険金等により補填される部分

の金額を除く。以下同じ。)

- ロ 不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の取得費相当額等の合計額のうち、不動産等特定災害損失額の占める割合が10%以上であること。

※ 不動産等特定災害損失額

不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定災害による損失の金額の合計額をいう。

(注1) 特定非常災害発生年純損失金額

特定非常災害発生年において生じた純損失の金額をいう。

(注2) 被災純損失金額

純損失の金額のうち、被災事業用資産特定災害損失合計額(棚卸資産、事業用固定資産等及び山林の特定非常災害により生じた損失額の合計額で、変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。)に係るものをいう。

- ② 青色申告者以外の者で上記①のイ又はロの要件を満たすものは、特定非常災害発生年特定純損失金額又は被災純損失金額(特定非常災害発生年に生じたものを除く)

特定非常災害発生年特定純損失金額

特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち、変動所得の金額の計算上生じた損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額に係るものをいう。

- ③ 上記①及び②以外の場合(被災割合が10%未満の場合)には、その特定事業災害発生年に生じた被災純損失金額

(2) 雑損失の繰越控除

特定非常災害の指定を受けた災害により生じた雑損失の金額については、繰越控除期間を3年から5年とすることとされた。

6 寄附金税額控除の対象となる特例控除対象寄附金(法37の2、314の7)

⇒ 令和5年4月1日以後に基準に適合していなかった場合等について適用

- (1) 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定基準に、次のものが追加された。

- ① 都道府県等が指定の効力を生ずる日前1年以内(その都道府県等が指定を受けていた期間に限る。以下「特定期間」という。)において、適合すべきこととされていた基準に適合していたこと。
- ② 特定期間において行われた報告の求めに対し、報告をしなかったことがなく、

かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

- (2) 総務大臣は、指定をした都道府県等が指定基準のいずれかに該当しなくなった又は適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができることとされた。
- (3) 指定を取り消された都道府県等が、指定取消期間を経過した後に指定を受けるため、申出書等を総務大臣に提出することができる期間について、所要の措置を講ずることとした。

7 上場株式等に係る利子所得、配当所得等の課税方式の所得税との一体化（法 32⑫⑬、313⑫⑬）

⇒ 令和6年度分以後の住民税について適用。

現在、特定公社債の利子等、上場株式等の配当等の課税方式については、住民税の申告を要件に所得税と異なる課税方式を選択できることとされているが、令和6年度からは所得税で選択した課税方式と異なる取扱いを選択することができなくなった。

8 源泉徴収選択口座の株式等の譲渡所得等の課税方式の所得税との一体化（法 32⑭⑮、313⑭⑮）

⇒ 令和6年度分以後の住民税について適用。

現在、源泉徴収選択口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は譲渡損失の金額の課税方式については、住民税の申告を要件に所得税と異なる課税方式を選択できることとされているが、令和6年度からは所得税で選択した課税方式と異なる取扱いを選択することができなくなった。

9 配偶者特別控除の適用除外（法 34⑩の二、314の2⑩の二）

⇒ 令和8年度分以後の住民税について適用。

配偶者特別控除の適用について、その配偶者が所得割の納税義務者として配偶者控除の適用を受けている場合は適用できないこととされた。

2 法人住民税

⇒ 令和6年4月1日以後開始の対象会計期間から適用

法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を含まないこととされた。（法 23④四、292④四）